小国町地熱資源の適正活用に関する条例について

　今回は、小国町地熱資源の適正活用に関する条例（以下、地熱条例と表記）について紹介いたします。

　小国町では、平成２７年までは、「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」により該当する開発行為のみを協議してきました。

地熱開発には、生産井として１０００メートル級の井戸の掘削など、周辺の環境に影響を及ぼしかねない開発計画がある中、科学的根拠に基く判断をするため計画審査に有識者の意見を聞くことの必要性が検討され、平成２８年１月から地熱条例が施行されました。

　条例の施行により審議会が組織され、現在、有識者４名、町議会議員２名、町総務課長、地域住民の代表３名、温泉井所有者２名、そのほかの代表者２名の計１４名で条例による審議会を構成しています。

審議会では、、まず事業者が計画内容を説明し、各審議会委員が疑問点を質問し協議を重ねて開発に問題が無いか、地域貢献策は十分かなどを協議し計画内容が適正かどうか審議し町長に審議結果を答申しています。

　地熱事業者は、生産井の掘削については温泉法により熊本県知事に掘削申請し許可を得る必要があります。

　小国町の地熱条例は、その開発事業計画に対して同意するか否かを審議会の意見を聞いて町として判断を下すことになっています。

　先述の熊本県の許可判断にも小国町の判断を重要視する姿勢が見られます。

　事業計画の同意の折には、町と事業者間で協定書を交わし問題が発生した場合や、モニタリングの実施等について真摯に対応するよう取決めをしています。